

# 自治基本条例に関する勉強会（第2回）

## 「他市の自治基本条例を読む」

日時：平成19年9月29日（土）13:30～  
会場：中央市民会館 5階 第2・3会議室

### 次 第

#### 1 開会あいさつ

#### 2 ワークショップ 「他市の自治基本条例を読む」

講師：市民社会パートナーズ 代表 庄嶋孝広氏  
しょう じま たか ひろ

#### 3 今後の日程について

##### 第3回勉強会

日 時：10月27日（土）午後1時30分～4時  
場 所：越谷市役所 第二庁舎5階大会議室  
内 容：審議会の組織等について  
今後の勉強会の内容について

##### 第2回幹事会（幹事のみ対象）

日 時：10月17日（水）午後7時～8時30分  
場 所：中央市民会館4階 会議室A・B  
内 容：第3回勉強会の内容について打ち合わせ

#### 4 その他

##### 審議会チャレンジ講座

日 時：10月13日（土）午後1時～4時  
場 所：越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」  
テーマ：「市民が取り組む自治基本条例の作り方」  
講 師：太田 善夫氏（元大和市自治基本条例をつくる会会長）  
阿部 重太郎氏（元宮代町自治基本条例市民会議委員長）  
宮代町職員  
申込み：電話970-7411（ほっと越谷）

#### 5 閉会あいさつ

# 他市の自治基本条例を読む

講師・ファシリテーター しょうじま たかひろ 庄嶋 孝広  
(市民社会パートナーズ 代表)

## 1. **ワークショップ1** 「自治」の姿を描く

自治基本条例は、地域における自治の基本原則や、自治体運営の基本ルールなどを定めるものです。

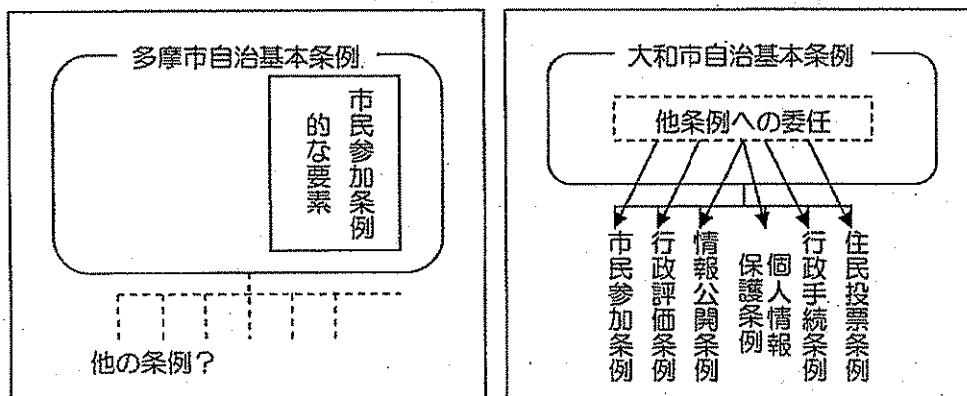
**課題** 「市民」「行政」「議会」「市民団体」「地縁団体」「自治体」の関係図によって、「自治」の姿を描いてください。(正答例はワークショップのなかで示します。)

## 2. **ワークショップ2** 自治基本条例には何が書いてあるか？

自治基本条例を読んでいます。

これまで制定された自治基本条例のなかから、異なるタイプの2つの条例を取り上げます。首都圏の「市」であること、公募市民を中心とする会議が案を作成したことなど、越谷市と共通点を持つ、多摩市と大和市の自治基本条例です。

多摩市自治基本条例の特徴は、行政活動への市民参加に関する規定が大きな割合を占めていることです。一方、大和市自治基本条例の特徴は、市民参加、行政評価、情報公開、個人情報保護、行政手続など、行政運営の基本となる条例を体系づけ、それぞれの条例に委任する規定を持っていることです。



以下では、クイズの問いに合わせて、2つの自治基本条例を読み進めていきます。

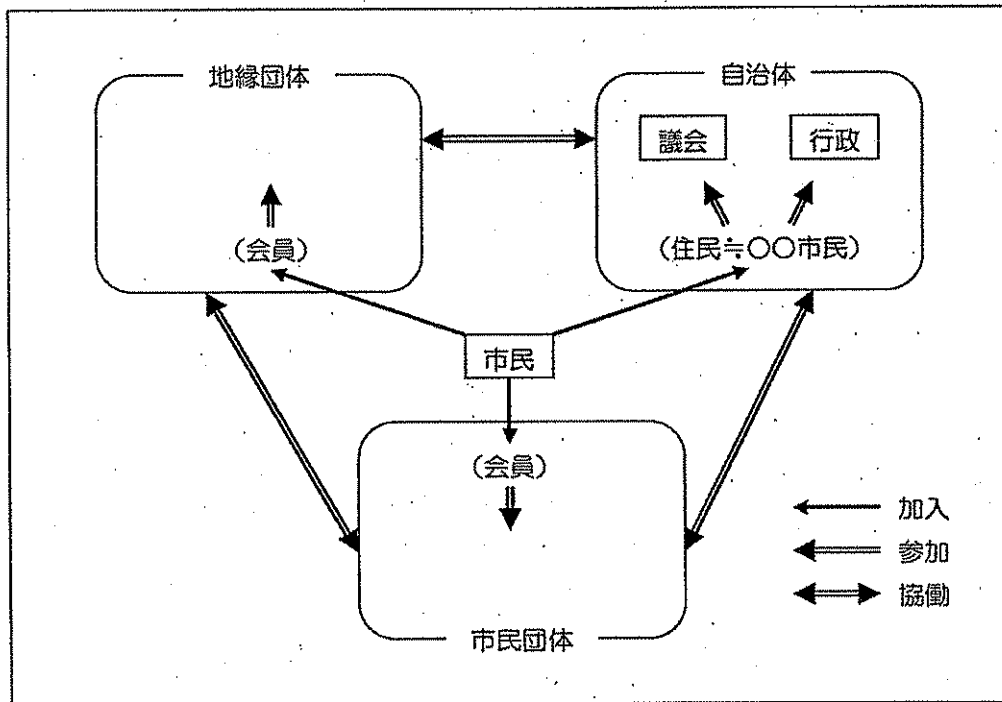
## 出題 クイズ「他市の自治基本条例を読む」

ワークショップ2「自治基本条例には何が書いてあるか？」では、クイズの問いに合わせて2つの自治基本条例を読み進めます。解答を付箋に書き出して、自治基本条例の構造図に貼りながら、理解を深めていきましょう。

- Q1. それぞれの条例で「市民」にはどのような人たちが含まれていますか。また、「市民」と「住民」には、どのような違いがあるのでしょうか。
- Q2. 多摩市と大和市の自治基本条例の構造図を見比べて、異なる点を挙げてください。
- Q3. それぞれの条例が目指す「自治」として、多摩市は「私たちのまちの自治」、大和市は「自治の基本理念」を謳っています。その内容を表した箇所を見つけてください。
- Q4. 大和市が掲げる5つの自治の基本原則を2つに分類し、その分類の基準を説明してください。また、そのうちどれが多摩市の基本原則と重なるでしょうか。
- Q5. それぞれの条例が定める「市民の権利」に「〇〇権」と名付け、共通する権利・異なる権利を比較してください。同様に、「市民の責務（義務）」にも「〇〇の責務（義務）」と名付け、共通する責務（義務）・異なる責務（義務）を比較してください。
- Q6. それぞれの条例が定める「市議会の責務」「市議会議員の責務」、また、「市長の責務」「市職員の責務」を挙げ、それぞれ「〇〇の責務」と名付け、共通する責務・異なる責務を比較してください。
- Q7. それぞれの条例で、他の条例に委任している条文を探し、委任される条例の名称を「〇〇条例」と名付け、比較してください。
- Q8. 多摩市では、どのような「こと（対象）」への参画が保障されており、どのような「形態（方法）」がとられると定められているでしょうか。
- Q9. それぞれの条例で、住民投票は「誰が」「どのように」発議・請求できることになっているか、比較してください。

### ワークショップ1でつくった関係図の正答例

ワークショップ1「『自治』の姿を描く」で出題した、「市民」「行政」「議会」「市民団体」「地縁団体」「自治体」の関係図の答えの一例を示します。



「市民」を、自らの意思と責任に基づいて自己決定し（大和市前文）、自主的・自立的に参画する（多摩市第4条（3））主体として位置づけました。

そして、「自治体」「市民団体（NPO、サークルなど）」「地縁団体（自治会、町内会など）」などの団体・法人に加入・参加し、その団体・法人が対等に協働することで自治が行われることを描いています。

「議会」「行政（正確には首長）」は「自治体」の機関です。